

原義保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁交通部長
 各道府県警察本部長 殿
 (参考送付先)
 警察大学校交通教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交指発第35号
 令和4年3月28日
 警察庁交通局交通指導課長

取締り活動ガイドラインの策定及び公表について(通達)

標記の件については、「取締り活動ガイドラインの策定及び公表について」(平成17年5月30日付け警察庁丁交指発第88号)及び「駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿の導入について」(平成28年6月6日付け警察庁丁交指発第64号)に基づき実施しているところであるが、近年の放置駐車違反の現状等を踏まえ、下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、上記2通達は廃止する。

記

1 確認事務を委託する警察署におけるガイドライン

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の8第1項の規定により確認事務を委託する警察署においては、駐車監視員が行う放置車両の確認等の活動が計画的かつ効果的に行われるようにするとともに、その公平性・適正性・透明性を担保する観点から、以下の点に留意し、駐車監視員が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「駐車監視員活動ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定・公表すること。

(1) ガイドラインに定める事項

ガイドラインには、違法駐車の実態等を踏まえ、以下の事項について定めること。

ア 活動方針

駐車監視員がガイドラインに定める重点路線及び重点地域(以下「重点路線等」という。)並びに重点時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施する旨を明記すること。

また、駐車監視員の活動は、原則として、ガイドラインの重点路線等及び重点時間帯の範囲内で行うべきものであることに留意すること。

イ 重点路線等

法第51条の12第1項の規定により公示された放置車両確認機関が確認事務を行う区域のうち、駐車監視員が放置車両の確認等を行うために重点的に巡回する路線及び地域を重点路線等として定めること。

なお、地域における違法駐車の実態や巡回の頻度等を勘案し、重点路線等のうち、特に重点的に巡回する路線及び地域をそれぞれ最重点路線・最重点地域として定めても差し支えない。

ウ 重点時間帯

前記イで定めたそれぞれの重点路線等において、駐車監視員が重点的に巡回する時間帯を重点時間帯として定めること。

(2) 重点路線等及び重点時間帯の指定に関する留意事項

ア 自動二輪車等に関する事項

自動二輪車及び原動機付自転車については、放置自転車等の整理、撤去等に関する条例や計画等との整合性を確保しつつ、駐車監視員がこれらの車種の放置車両を確認するために重点的に巡回する路線及び地域並びに時間帯を、重点路線等及び重点時間帯の範囲内で抽出し、定めることができる。

イ 普通自転車専用通行帯等に関する留意事項

自転車通行の安全性を向上させるため、駐車禁止又は駐停車禁止の交通規制が実施されている自転車専用通行帯及び自転車の通行位置を示す法定外表示が設置された区間については、特に違法駐車の取締りを推進する必要性が高いことに留意し、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について（通達）」（令和4年1月28日付け警察庁丙交企発第5号ほか）第2の4の自転車指導啓発重点地区・路線の選定状況も踏まえ、重点路線等及び重点時間帯を指定すること。

(3) PDCAサイクルに基づくガイドラインの策定及び見直しの実施

ガイドラインの策定及び見直しに当たっては、違法駐車の取締りをより効果的なものとするため、「駐車実態等の分析」、「活動の実施」、「活動効果の検証」、「検証結果の反映」というPDCAサイクルに基づき実施すること。

ア ガイドラインの策定

ガイドラインの策定に当たっては、管内における違法駐車の状況、違法駐車が原因と認められる交通事故の発生状況、違法駐車に起因する交通渋滞の発生状況等の実態を踏まえた合理的な内容とするとともに、警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会、地域交通安全活動推進委員協議会における意見・要望の聴取、自治体や道路管理者等の関係機関・団体との意見交換、110番通報、警察安全相談等の機会を通じて警察に寄せられる意見・要望を集約・分析し、地域住民等の意見・要望を適切に踏まえたものとなるよう留意すること。

イ ガイドラインの見直し

違法駐車の状況等は短期間で大きく変化することもあるため、大規模店舗の開店や道路の新設等による交通流量の変化、交通規制の見直し等による道路交通状況の変化を分析の上、前記アの留意点を踏まえ、随時（1年に1回以上）、ガイドラインの見直しを実施すること。

また、ガイドラインの見直しに際しては、違法駐車の実態に変化がない等の理由により改定を行わなかった場合を含め、ガイドラインの見直しに関する検討が適時適切に行われたことを担保するため、ガイドラインの見直しの都度、各都道府県で適宜の様式により改定検討簿を作成し、管理すること。

改定検討簿には、「検討項目」や「改定の内容及びその理由（改定しない理由を含む。）」を明記すること。

(4) ガイドライン及び活動状況の公表

策定又は改定されたガイドライン及びガイドラインに基づく活動状況については、ウェブサイトに掲載するほか、警察本部、警察署、交番等における掲示、交番・駐在所だより等への掲載等による効果的な公表を実施すること。

(5) 本部主管課による指導

本部主管課は、ガイドラインの策定や見直しに際し、都道府県警察全体の取締り方針や隣接警察署間での重点路線等との整合性の観点から、改定検討簿の事前審査・事後検証等により、確認事務委託警察署に対する必要な指導・調整を行うとともに、各警察署等におけるガイドラインや活動状況の公表に関しても必要な指導を行うこと。

(6) 放置車両確認機関に対する指導教養の徹底

放置車両確認機関及び同機関の駐車監視員に対し、ガイドラインの趣旨及び内容を周知徹底させること。

2 確認事務を委託しない警察署における活動方針

確認事務を委託しない警察署のうち、管内に計画的に違法駐車取締り活動を行うことが必要な地域があり、重点を明らかにした取締り活動を行うことによる効果が期待できる場合には、「違法駐車取締り活動方針」（以下「活動方針」という。）を策定・公表すること。

活動方針の策定に当たっては、警察官又は交通巡視員の取締りが活動方針に定める重点場所等に限定されるとの誤解を部内外に与えないよう、活動方針に明記すること。

また活動方針の見直しは、前記1(3)イのガイドラインの見直しと同様に行うこと。